

第39号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

指定居宅サービス等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員，設備及び運営に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては，3年以上）」に改め，同条第5項中「の各号」及び「，午後6時から午前8時までの間において」を削り，同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第8条第7項中「午後6時から午前8時までの間は，」を削り，同条第8項中「，午後6時から午前8時までの間は」を削り，同条第12項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第34条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第41条第1項中「3月」を「6月」に改め，同条第4項中「場合には」の次に「，正当な理由がある場合を除き」を加え，「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第49条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては，3年以上）」に改める。

第61条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条の25中「9人」を「18人」に改める。

第61条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第61条の38中「第36条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第63条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第67条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第84条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第84条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第85条第3項，第86条，第105条第3項，第113条第2項及び第114条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第119条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第127条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第132条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第140条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第153条第3項中「この条」を「この項」に改め、「同じ。)及び」を「同じ。)に」に改め、「平成11年厚生省令第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。」を、「ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を、「」を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を加え、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第193条第1項中「当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第84条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（」の次に「第84条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の

作成に専ら従事する指定地域密着型サービス基準第171条第13項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第193条第9項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、「第172条第2項」を「第172条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上

支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，18人)」を加え，同条第2項第1号中「，登録定員」を「登録定員」に改め，「定める利用定員」の次に「，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え，同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，6人)」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて，当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には，当該診療所が有する病床については，宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第204条中「の活動状況」と」の次に「，第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加える。

附則第4条から第6条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2条を加える。

第7条 第132条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをい

う。次条において同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設, 介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)の生活相談員, 機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は, 次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設, 介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, 置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第8条 第134条の規定にかかわらず, 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が, 当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては, 併設される介護老人保健施設, 介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより, 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは, 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室, 便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は, 平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定居宅サービス等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員，設備及び運営に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数（第8条関係）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター（※）の資格要件及び兼務に係る規定を次のとおり改正する。

※ オペレーターとは，随時対応サービスとして，利用者又はその家族等からの通報に対応する者をいう。

改正案	現 行
(ア) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者の業務に <u>1年以上</u> （特に業務に <u>従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの</u> にあつては， <u>3年以上</u> ）従事した経験を有する者をもって充てることができる。	(ア) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者の業務に <u>3年以上</u> 従事した経験を有する者をもって充てることができる。
(イ) 同一敷地内にある次に掲げる施設等の職員を充てることができる。 a 指定短期入所生活（療養）介護事業所 b 指定（地域密着型）特定施設	(イ) <u>午後6時から午前8時までの間</u> において，同一敷地内にある次に掲げる施設等の職員を充てることができる。 a 指定短期入所生活（療養）介護事業所 b 指定（地域密着型）特定施設

c 指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 d 指定認知症対応型共同生活介護事業所 e 指定（地域密着型）介護老人福祉施設 f 介護老人保健施設 g 指定介護療養型医療施設 h <u>介護医療院（※）</u>	c 指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 d 指定認知症対応型共同生活介護事業所 e 指定（地域密着型）介護老人福祉施設 f 介護老人保健施設 g 指定介護療養型医療施設
(ウ) 随時訪問サービスに従事することができ、その間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	(ウ) <u>午後6時から午前8時までの間は、</u> 随時訪問サービスに従事することができ、その間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

※ 介護医療院とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

イ 勤務体制の確保等（第34条関係）

随時対応サービスの利用者又はその家族等からの通報を、他の複数の事業所との連携により一体的に受けられる時間帯を限定しないこととする（現行は午後6時から午前8時までの間）。

ウ 地域との連携等（第41条関係）

介護・医療連携推進会議（※）の開催頻度を、6か月（現行は3か月）に1回以上とする。

※ 介護・医療連携推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会をいう。

(2) 夜間対応型訪問介護

訪問介護員等の員数（第49条関係）

夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターの資格要件については、(1)ア(ア)に同じ。

(3) 療養通所介護

利用定員（第61条の25関係）

指定療養通所介護の利用定員を18人（現行は9人）以下とする。

(4) 認知症対応型通所介護

ア 単独型指定認知症対応型通所介護とは、次に掲げる施設等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいうこととする。

（第63条関係）

改正案	現行
(ア) 特別養護老人ホーム	(ア) 特別養護老人ホーム
(イ) 養護老人ホーム	(イ) 養護老人ホーム
(ウ) 病院	(ウ) 病院
(エ) 診療所	(エ) 診療所
(オ) 介護老人保健施設	(オ) 介護老人保健施設
(カ) <u>介護医療院</u>	
(キ) 社会福祉施設	(カ) 社会福祉施設
(ク) 特定施設	(キ) 特定施設

イ 利用定員等（第67条関係）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を次のとおり改正する。

種別	利用定員（1日当たり）	
	改正案	現行
指定認知症対応型共同生活介護事業所	共同生活住居ごとに3人以下	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所		

指定地域密着型特定施設	施設ごとに3人以下	
指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）		
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	ユニットごとに 12人以下（※）	施設ごとに 3人以下

※ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計とする。

(5) 小規模多機能型居宅介護

ア 従業者の員数等（第84条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が兼務可能な当該事業所に併設する施設等の種別を次のとおり改正する。

改正案	現 行
(ア) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	(ア) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
(イ) 指定地域密着型特定施設	(イ) 指定地域密着型特定施設
(ウ) 指定地域密着型介護老人福祉施設	(ウ) 指定地域密着型介護老人福祉施設
(エ) 指定介護療養型医療施設	(エ) 指定介護療養型医療施設
(オ) <u>介護医療院</u>	

イ 管理者（第85条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム	(ア) 特別養護老人ホーム
(イ) 老人デイサービスセンター	(イ) 老人デイサービスセンター
(ウ) 介護老人保健施設	(ウ) 介護老人保健施設
(エ) <u>介護医療院</u>	
(オ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所	(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
(カ) 指定認知症対応型共同生活介護事業	(オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業

所 (キ) 指定複合型サービス事業所	所 (カ) 指定複合型サービス事業所
-----------------------	-----------------------

ウ 代表者（第86条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) <u>介護医療院</u> (オ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (カ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (キ) 指定複合型サービス事業所	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (カ) 指定複合型サービス事業所

エ 協力医療機関等（第105条関係）

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、次に掲げる施設等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

改正案	現 行
(ア) 介護老人福祉施設 (イ) 介護老人保健施設 (ウ) <u>介護医療院</u> (エ) 病院等	(ア) 介護老人福祉施設 (イ) 介護老人保健施設 (ウ) 病院等

(6) 認知症対応型共同生活介護

ア 管理者（第113条関係）

指定認知症対応型共同生活介護事業者が共同生活住居ごとに置く管理者の

資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
適切なサービス提供のために必要な知識及び経験を有し，次に掲げる施設等の従業者等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) <u>介護医療院</u> (オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

イ 代表者（第114条関係）

指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として，認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって，厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	
(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) <u>介護医療院</u> (オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

ウ 取扱方針（第119条関係）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (ウ) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

エ 協力医療機関等（第127条関係）

- (5)エに同じ。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

ア 従業者の員数（第132条関係）

- (ア) サテライト型特定施設（※）を別の場所で運営することができる本体施設を次のとおり改正する。

※ サテライト型特定施設とは、介護老人保健施設等の本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。

改正案	現 行
a 介護老人保健施設	a 介護老人保健施設
b <u>介護医療院</u>	
c 病院	b 病院
d 診療所	c 診療所

- (イ) サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者として兼務可能な本体施設の職員を次のとおり改正する。

改正案	現 行
a 介護老人保健施設	a 介護老人保健施設
(a) 支援相談員	(a) 支援相談員
(b) 理学療法士	(b) 理学療法士
(c) 作業療法士	(c) 作業療法士
(d) <u>言語聴覚士</u>	
(e) 介護支援専門員	(d) 介護支援専門員
b 病院（指定介護療養型医療施設） 介護支援専門員	b 病院（指定介護療養型医療施設） 介護支援専門員
c <u>介護医療院</u> <u>介護支援専門員</u>	

イ 取扱方針（第140条関係）

(6)ウに同じ。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 従業者の員数（第153条関係）

(ア) サテライト型居住施設（※）を別の場所で運営することができる本体施設を次のとおり改正する。

※ サテライト型居住施設とは、指定介護老人福祉施設等の本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。

改正案	現 行
a 指定介護老人福祉施設	a 指定介護老人福祉施設
b 指定地域密着型介護老人福祉施設	b 指定地域密着型介護老人福祉施設
c 介護老人保健施設	c 介護老人保健施設
d <u>介護医療院</u>	
e 病院	d 病院
f 診療所	e 診療所

(イ) サテライト型居住施設の生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は介護支援専門員として兼務可能な本体施設の職員を次のとおり改正する。

改正案	現 行
a 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設	a 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設
(a) 栄養士	(a) 栄養士
(b) 機能訓練指導員	(b) 機能訓練指導員
(c) 介護支援専門員	(c) 介護支援専門員
b 介護老人保健施設	b 介護老人保健施設
(a) 支援相談員	(a) 支援相談員
(b) 栄養士	(b) 栄養士
(c) 理学療法士	(c) 理学療法士
(d) 作業療法士	(d) 作業療法士
(e) <u>言語聴覚士</u>	
(f) 介護支援専門員	(e) 介護支援専門員

c 病院 (a) 栄養士 (b) 介護支援専門員	c 病院 (a) 栄養士 (b) 介護支援専門員
d <u>介護医療院</u> (a) <u>栄養士</u> (b) <u>介護支援専門員</u>	

イ サービス提供困難時の対応（第155条関係）

入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合に紹介する施設等を次のとおり改正する。

改正案	現 行
(ア) 病院	(ア) 病院
(イ) 診療所	(イ) 診療所
(ウ) 介護老人保健施設	(ウ) 介護老人保健施設
(エ) <u>介護医療院</u>	

ウ 取扱方針（第159条関係）

(6)ウに同じ。

エ 緊急時等の対応（第167条の2関係）

入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならないこととする。

オ 運営規程（第170条関係）

施設の運営について定めておかなければならない重要事項を次のとおり改正する。

改正案	現 行
(ア) 施設の目的及び運営の方針	(ア) 施設の目的及び運営の方針
(イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(ウ) 入所定員	(ウ) 入所定員
(エ) 指定地域密着型介護老人福祉施設入	(エ) 指定地域密着型介護老人福祉施設入

所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
(オ) 施設の利用に当たっての留意事項	(オ) 施設の利用に当たっての留意事項
(カ) <u>緊急時等における対応方法</u>	(カ) 非常災害対策
(キ) 非常災害対策	(キ) その他施設の運営に関する重要事項
(ク) その他施設の運営に関する重要事項	

(9) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 取扱方針（第184条関係）

(6)ウに同じ。

イ 運営規程（第188条関係）

(8)オに同じ。

(10) 看護小規模多機能型居宅介護

ア 従業者の員数等（第193条関係）

(ア) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者が兼務可能な当該事業所に併設する施設等の種別については、(5)アに同じ。

(イ) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（※）（以下「サテライト型事業所」という。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができるものとする。

※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とは、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある本体事業所とは別に設置される指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、本体事業所との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。

(ウ) サテライト型事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき宿直勤務を行う従業者は、本体事業所において宿直勤務を行う従業者が兼務できることとする。

- (エ) サテライト型事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。
- (オ) サテライト型事業所の介護支援専門員は、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める研修を修了している者(以下「研修修了者」という。)に代えることができるものとする。

イ 管理者（第194条関係）

- (ア) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、サテライト型事業所の管理者を兼務することができるものとする。
- (イ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師	
a 特別養護老人ホーム	a 特別養護老人ホーム
b 老人デイサービスセンター	b 老人デイサービスセンター
c 介護老人保健施設	c 介護老人保健施設
d <u>介護医療院</u>	
e 指定小規模多機能型居宅介護事業所	d 指定小規模多機能型居宅介護事業所
f 指定認知症対応型共同生活介護事業所	e 指定認知症対応型共同生活介護事業所
g 指定複合型サービス事業所	f 指定複合型サービス事業所

ウ 代表者（第195条関係）

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の資格要件を次のとおり改正する。

改正案	現 行
次に掲げる施設等の従業者等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師	
(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) <u>介護医療院</u> (オ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (カ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (キ) 指定複合型サービス事業所	(ア) 特別養護老人ホーム (イ) 老人デイサービスセンター (ウ) 介護老人保健施設 (エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (オ) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (カ) 指定複合型サービス事業所

エ 登録定員及び利用定員（第196条関係）

サテライト型事業所の登録定員を18人以下とし、当該事業所が行うサービスの利用定員を次のとおりとする。

種別	利用定員（1日当たりの利用者数の上限）
通いサービス	登録定員の2分の1から12人まで
宿泊サービス	通いサービスの利用定員の3分の1から6人まで

オ 設備及び備品等（第197条関係）

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合は、当該診療所が有する病床を宿泊室と兼用することができるものとする。

カ 介護計画及び介護報告書の作成（第201条関係）

介護計画の作成に関する業務を担当する者を、介護支援専門員を配置していないサテライト型事業所にあつては、研修修了者とする。

(11) 経過措置

ア 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所を転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設する

場合における設備の緩和基準を受けることができる期間を平成36年3月31日（現行は平成30年3月31日）までに延長する。

（附則第4条から第6条まで関係）

イ 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準を次のとおりとする。（附則第7条関係）

(ア) 機能訓練指導員

併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が兼務できるものとする。

(イ) 生活相談員又は計画作成担当者

当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数を配置することとする。

ウ 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の浴室、便所及び食堂を兼用することができることとする。（附則第8条関係）

(12) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数</p> <p>ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(4) 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数</p> <p>ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職</p>

改正案	現 行
<p>員」という。) 常勤換算方法で2.5以上 イ 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 オペレーターは，看護師，介護福祉士その他規則で定める者（以下 この章において「看護師，介護福祉士等」という。）をもって充て なければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合であつ て，提供時間帯を通じて，看護師，介護福祉士等又は前項第4号アの 看護職員との連携を確保しているときは，サービス提供責任者（指 定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成1 1年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以 上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定め るものにあつては，3年以上）</u> 従事した経験を有する者をもって充て ることができる。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 オペレーターは，専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護 サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等 基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）， 指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定す る指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護 事業所（第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をい う。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの 通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>員」という。) 常勤換算方法で2.5以上 イ 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>2 オペレーターは，看護師，介護福祉士その他規則で定める者（以下 この章において「看護師，介護福祉士等」という。）をもって充て なければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合であつ て，提供時間帯を通じて，看護師，介護福祉士等又は前項第4号アの 看護職員との連携を確保しているときは，サービス提供責任者（指 定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成1 1年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>3年以 上</u> 従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 オペレーターは，専らその職務に従事する者でなければならない。 ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護 サービス，同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等 基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）， 指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定す る指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護 事業所（第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をい う。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの 通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>

改正案	現 行
<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下、第153条第12項において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項、第67条、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第</p>	<p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間</u>において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下、第153条第12項において同じ。）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項、第67条、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項、第67条第1項及び第84条第6項において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第</p>

改正案	現 行
<p>8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9) 指定介護老人福祉施設</p> <p>(10) 介護老人保健施設</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 （省略）</p>	<p>8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9) 指定介護老人福祉施設</p> <p>(10) 介護老人保健施設</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7 <u>午後6時から午前8時までの間は</u>、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間は</u>、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>9～11 （省略）</p>

改正案	現 行
<p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第193条第14項</u>の規定により指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第34条 （省略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営</p>	<p>12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び<u>第193条第10項</u>の規定により指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第34条 （省略）</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営</p>

改正案	現 行
<p>を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>6月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね<u>3月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>2・3 (省略)</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、<u>正当な理由がある場合を除き</u>、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの)にあっては、3年以上</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービ</p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を<u>行うよう努めなければならぬ</u>。</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他規則で定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの</p>

改正案	現 行
<p>スの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>18人</u>以下とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する<u>重要事項に関する規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第61条の34に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中</p>	<p>提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>9人</u>以下とする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する<u>運営規程</u>の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条</p>

改正案	現 行
<p>「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第63条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限</p>	<p>の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第63条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限</p>

改正案	現 行
<p>をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。</u>）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</u></p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小</p>	<p>をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小</p>

改正案	現 行
<p>規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事</p>	<p>規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事</p>

改正案	現 行						
<p>業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 1133 506 1399"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 </td> <td data-bbox="510 1133 869 1399"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2 </td> <td data-bbox="873 1133 1111 1399"> 介護職員 </td> </tr> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2	介護職員	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 1133 1402 1399"> 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 </td> <td data-bbox="1406 1133 1765 1399"> 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7 </td> <td data-bbox="1769 1133 2007 1399"> 介護職員 </td> </tr> </table>	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2	介護職員					
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7	介護職員					

改正案		現 行	
	項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) 又は介護医療院		条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)
(省略)		(省略)	
<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>		<p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「<u>本体事業所</u>」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p>	
8～13 (省略)		8～13 (省略)	
(管理者)		(管理者)	
<p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</p>		<p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</p>	

改正案	現 行
<p>に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第15条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 前項本文及び第194条第1項の規定にかかわらず，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 前2項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設，<u>介護医療院</u>，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条，第113条第2項，第114条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第15条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p> <p>2 前項本文及び第194条第1項の規定にかかわらず，指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は，本体事業所の管理者をもって充てることができる。</p> <p>3 前2項の管理者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。），介護老人保健施設，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条，第113条第2項，第114条及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第105条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 (省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第105条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 (省略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p><u>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>8 (省略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第127条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第127条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 1以上</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。</p> <p>ウ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により</p>	<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 1以上</p> <p>(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。</p> <p>ウ 常に1以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</u>ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする</p>

改正案	現 行
<p>設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(3) <u>介護医療院</u> 介護支援専門員</p> <p>8～10 （省略）</p> <p>（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p>	<p>者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは<u>作業療法士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>8～10 （省略）</p> <p>（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）</p>

改正案	現 行
<p>第140条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (省略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 生活相談員 1以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1以上</p>	<p>第140条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 生活相談員 1以上</p> <p>(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)</p> <p>ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。</p> <p>イ 看護職員の数は、1以上とすること。</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1以上</p>

改正案	現 行
<p>(6) 介護支援専門員 1以上</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）<u>にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。</u></p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず，サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設，指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項，次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同</p>	<p>(6) 介護支援専門員 1以上</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）<u>及び</u>ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設<u>及び</u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。</p> <p>4 第1項第1号の規定にかかわらず，サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設，指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項，次条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同</p>

改正案	現 行
<p>じ。), 介護老人保健施設, <u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については, 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず, サテライト型居住施設の生活相談員, 栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員については, 次に掲げる本体施設の場合には, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員, 栄養士, 理学療法士, <u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) <u>介護医療院</u> 栄養士又は介護支援専門員</p> <p>9～17 (省略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所申込者が入院治療</p>	<p>じ。), 介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については, 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず, サテライト型居住施設の生活相談員, 栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員については, 次に掲げる本体施設の場合には, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは, これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士, 機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員, 栄養士, 理学療法士<u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>9～17 (省略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は, 入所申込者が入院治療</p>

改正案	現 行
<p>を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第159条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p><u>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (省略)</p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営</p>	<p>を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第159条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 (省略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営</p>

改正案	現 行
<p>についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7) 非常災害対策</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p><u>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>9 (省略) (運営規程)</p> <p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる</p>	<p>についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(6) 非常災害対策</u></p> <p><u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u> (指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p> <p>8 (省略) (運営規程)</p> <p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は，次に掲げる</p>

改正案	現 行
<p>施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(8) 非常災害対策</u></p> <p><u>(9) その他施設の運営に関する重要事項</u> (従業者の員数等)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居</p>	<p>施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(5) 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p><u>(7) 非常災害対策</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (従業者の員数等)</p> <p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居</p>

改正案	現 行
<p>宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者とその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第84条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>	<p>宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者とその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p> <p>5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（<u>第84条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、<u>その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあっては、<u>当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間</p>	<p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。</p> <p>5 第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。</p> <p>6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並に宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>

改正案	現 行
<p>及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(2) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p> <p>(5) <u>介護医療院</u></p> <p>8 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営</u></p>	<p>及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(2) 指定地域密着型特定施設</p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>

改正案	現 行
<p>され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、<u>本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</u></p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</u></p> <p>10 <u>第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</u></p> <p>11 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>12 <u>前項の介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなけ</u></p>	<p>8 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>9 <u>前項の介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第171条第9項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなけれ</u></p>

改正案	現 行
<p>ればならない。</p> <p>13 <u>第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する指定地域密着型サービス基準第171条第13項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</u></p> <p>14 （省略） （管理者）</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>10 （省略） （管理者）</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 <u>前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、</u>介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知</p>

改正案	現 行
<p>事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの，又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p> <p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，<u>介護医療院</u>，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者，訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって，指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>（登録定員及び利用定員）</p> <p>第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は，その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人<u>（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，18人）</u>以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は，次に掲げる範囲内において，通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるも</p>	<p>症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって，指定地域密着型サービス基準第172条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの，又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p> <p>第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は，特別養護老人ホーム，老人デイサービスセンター，介護老人保健施設，指定小規模多機能型居宅介護事業所，指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者，訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって，指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>（登録定員及び利用定員）</p> <p>第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は，その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は，次に掲げる範囲内において，通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるも</p>

改正案	現 行																
<p>のとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に<u>応じて</u>、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては12人）まで</p> <table border="1" data-bbox="293 464 1111 655"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、<u>6人</u>）まで （設備及び備品等）</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>のとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、<u>登録定員に</u>応じて、次の表に定める利用定員）まで</p> <table border="1" data-bbox="1189 464 2007 655"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで （設備及び備品等）</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																

改正案	現 行
<p>病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p><u>オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</u></p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10 (省略)</p>	<p>病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)</p> <p>第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、<u>第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と</u>、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた</p>	<p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた</p>

改正案	現 行
<p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床，精神病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床，精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し，指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において，当該転換に係る食堂及び機能訓練室については，第154条第1項第7号アの規定にかかわらず，食堂は，1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し，機能訓練室は，40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし，食事の提供又は機能訓練を行う場合において，当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは，同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し，指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において，当該転換に係る食堂及び機能訓練室については，第154条第1項第7号アの規定にかかわらず，次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>	<p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床，精神病床又は療養病床を<u>平成30年3月31日</u>までの間に転換（当該病院の一般病床，精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し，指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において，当該転換に係る食堂及び機能訓練室については，第154条第1項第7号アの規定にかかわらず，食堂は，1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し，機能訓練室は，40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし，食事の提供又は機能訓練を行う場合において，当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは，同一の場所とすることができるものとする。</p> <p>第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成30年3月31日</u>までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに，当該診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し，指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において，当該転換に係る食堂及び機能訓練室については，第154条第1項第7号アの規定にかかわらず，次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p> <p>第7条 <u>第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等</u></p>	<p>(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。</p> <p>第6条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>

改正案	現 行
<p><u>又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p><u>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p><u>第8条 第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u></p>	